

第V章 特別国際金融取引勘定の経理等に関する事項

特別国際金融取引勘定承認金融機関は、外為法令の規定に従い、特別国際金融取引勘定の経理等を行う必要がある。これに関し、特別国際金融取引勘定承認金融機関に求められる対応は以下のとおり。

- ①（内部管理態勢の整備等） 特別国際金融取引勘定の経理等に関し、上記Ⅲ－1で定める内部管理態勢等の構築に関する事項（リスク評価及び方針の作成に関する事項を除く。）に準じた対応を行うこと。
- ②（取引の適格性の確保） 特別国際金融取引勘定で経理される、預金契約に基づく債権の発生等に係る取引、金銭の貸借契約に基づく債権の発生等に係る取引又は非居住者が発行する証券の取得若しくは譲渡について、当該預金契約、金銭の貸借契約又は証券の取得若しくは譲渡が特別国際金融取引勘定で経理することができる適格なものであることを確保すること。
- ③（取引の相手方等の確認） 取引の相手方が非居住者である場合は、外為省令に従い、当該非居住者の適格性を確認すること。取引の相手方が、特別国際金融取引勘定を有する銀行等である場合は、当該取引が特別国際金融取引勘定において経理されることを相互に確認すること。
- ④（金銭の貸付けに係る資金の用途の確認） 特別国際金融取引勘定で経理される非居住者に対する金銭の貸付けに係る資金が外国において使用されることについて、外為省令に従い確認を行うこと。
- ⑤（帳簿書類の備付け） 特別国際金融取引勘定で経理される取引に関し、外為省令で定める要件を満たした帳簿書類を備え付けること。
- ⑥（経理基準の遵守：債権債務の決済） 特別国際金融取引勘定で経理される取引又は行為に係る債権債務の決済は、その他の勘定を通ずる方法により行うこと。
- ⑦（経理基準の遵守：その他の勘定との間における資金の振替） 特別国際金融取引勘定とその他の勘定との間における資金の振替に係る経理は、以下の点に留意して適切に処理すること。
 - ・ 毎日の終業時における特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額は、限度額を超えていないこと。
 - ・ 月中の特別国際金融取引勘定からその他の勘定への資金の振替に係る金額の合計は、その他の勘定から特別国際金融取引勘定への資金の振替に係る金額の合計を超えていないこと。
- ⑧（経理基準の遵守：その他の勘定からの付替え） 新たに特別国際金融取引勘定を開設した金融機関における、その他の勘定から特別国際金融取引勘定への付替えに係る経理は、以下の点に留意して適切に処理すること。

- ・付替えは、特別国際金融取引勘定に関する経理を開始した日から同日の属する月の翌月末日までの間に行うこと。
- ・付替えが可能な期間の末日において特別国際金融取引勘定に付け替えられている資金の運用に係る金額と資金の調達に係る金額は、同額であること。
- ・付替えを行った取引又は行為に係る資金の運用及び調達は、特別国際金融取引勘定の承認を受けた日より前に取引又は行為が開始されたものであること。
- ・付替えごとに、付替年月日その他の必要な項目について整理を行うこと。

⑨（経理に使用する外国為替相場） 特別国際金融取引勘定の経理に使用する外国為替相場は、その日におけるその他の勘定において外国通貨と本邦通貨との交換が介在しない同種の外国通貨間の取引又は行為に使用する外国為替相場と同一とすること。